

議第2号

高山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例について

高山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年2月27日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

障害者自立支援法の改正に伴い改正しようとする。

高山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例

(高山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 高山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年高山市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障がいであつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障がいであつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) (略)</p>

第2条 高山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(介護補償)</p>	<p>(介護補償)</p>

第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障がいであつて規則で定める程度のもにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1) (略)

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

(3) (略)

第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障がいであつて規則で定める程度のもにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1) (略)

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

(3) (略)

（高山市障がい程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正）

第3条 高山市障がい程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成17年高山市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（審査会の委員の定数）</p> <p>第1条 <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第15条の規定により設置する高山市障がい程度区分認定審査会（以下「審査会」という。）の委員の定数は、10人以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">（審査会の委員の定数）</p> <p>第1条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第15条の規定により設置する高山市障がい程度区分認定審査会（以下「審査会」という。）の委員の定数は、10人以内とする。</p>

第4条 高山市障がい程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<u>高山市障がい程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例</u>  (審査会の委員の定数) 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第15条の規定により設置する <u>高山市障がい程度区分認定審査会</u> （以下「審査会」という。）の委員の定数は、10人以内とする。	<u>高山市障がい支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例</u>  (審査会の委員の定数) 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第15条の規定により設置する <u>高山市障がい支援区分認定審査会</u> （以下「審査会」という。）の委員の定数は、10人以内とする。

（高山市地域生活支援事業の費用の支給に関する条例の一部改正）

第5条 高山市地域生活支援事業の費用の支給に関する条例（平成18年高山市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(目的) 第1条 この条例は、 <u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づき実施する地域生活支援事業の費用の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づき実施する地域生活支援事業の費用の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事業名	支給額		事業名	支給額	
相談支援事業の部	（略）		相談支援事業の部	（略）	
移動支援事業	リフト付きバス運行に係る事業の項（略）		移動支援事業	リフト付きバス運行に係る事業の項（略）	
	リフト付きバス運行に係る事業以外の事業	事業に要した費用の額から障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条に規定する額（その額が事業に要した費用の100の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額。以下「政令基準額」という。）を控除した額		リフト付きバス運行に係る事業以外の事業	事業に要した費用の額から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条に規定する額（その額が事業に要した費用の100の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額。以下「政令基準額」という。）を控除した額
地域活動支援センター機能強化事業の部～生活支援事業の部（略）			地域活動支援センター機能強化事業の部～生活支援事業の部（略）		

(高山市障がい者福祉手当条例の一部改正)

第6条 高山市障がい者福祉手当条例(昭和44年高山市条例第36号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(支給要件)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、手当は、受給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、<u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第12項に規定する障害者支援施設(法附則第41条第1項又は第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設又は法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設を含む。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条に規定する老人福祉施設、生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条に規定する保護施設又は法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第48条に規定する精神障害者社会復帰施設に入所している者</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(支給要件)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、手当は、受給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第12項に規定する障害者支援施設(法附則第41条第1項又は第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設又は法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設を含む。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条に規定する老人福祉施設、生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条に規定する保護施設又は法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第48条に規定する精神障害者社会復帰施設に入所している者</p> <p>(5) (略)</p>

第7条 高山市障がい者福祉手当条例の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(支給要件)	(支給要件)

<p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、手当は、受給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設（法附則第41条第1項又は第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設又は法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設を含む。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条に規定する老人福祉施設、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に規定する保護施設又は法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第48条に規定する精神障害者社会復帰施設に入所している者</p> <p>(5) (略)</p>	<p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、手当は、受給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第11項</u>に規定する障害者支援施設（法附則第41条第1項又は第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設又は法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設を含む。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条に規定する老人福祉施設、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に規定する保護施設又は法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第48条に規定する精神障害者社会復帰施設に入所している者</p> <p>(5) (略)</p>
--	--

(高山市福祉センター管理条例の一部改正)

第8条 高山市福祉センター管理条例（昭和59年高山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(施設)</p> <p>第3条 福祉センターに、次の施設を置く。</p> <p>総合福祉センターの表・山王福祉センターの表 (略)</p>	<p>(施設)</p> <p>第3条 福祉センターに、次の施設を置く。</p> <p>総合福祉センターの表・山王福祉センターの表 (略)</p>

きりう福祉センター		きりう福祉センター	
施設名	根拠法令	施設名	根拠法令
高山市きりう精神障がい者グループホーム（以下「精神障がい者グループホーム」という。）	<u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号）第5条第16項	高山市きりう精神障がい者グループホーム（以下「精神障がい者グループホーム」という。）	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号）第5条第16項
高山市きりう多世代交流プラザ（以下「交流プラザ」という。）		高山市きりう多世代交流プラザ（以下「交流プラザ」という。）	
丹生川福祉センターの表～国府福祉センターの表（略）		丹生川福祉センターの表～国府福祉センターの表（略）	

第9条 高山市福祉センター管理条例（昭和59年高山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>（施設）</p> <p>第3条 福祉センターに、次の施設を置く。</p> <p>総合福祉センターの表・山王福祉センターの表（略）</p> <p>きりう福祉センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高山市きりう精神障がい者グループホーム（以下「精神障がい者グループホーム」という。）</td> <td>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第16項</u></td> </tr> <tr> <td>高山市きりう多世代交流プラザ（以下「交流プラザ」という。）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>丹生川福祉センターの表～国府福祉センターの表（略）</p>	施設名	根拠法令	高山市きりう精神障がい者グループホーム（以下「精神障がい者グループホーム」という。）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第16項</u>	高山市きりう多世代交流プラザ（以下「交流プラザ」という。）		<p>（施設）</p> <p>第3条 福祉センターに、次の施設を置く。</p> <p>総合福祉センターの表・山王福祉センターの表（略）</p> <p>きりう福祉センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高山市きりう精神障がい者グループホーム（以下「精神障がい者グループホーム」という。）</td> <td>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第15項</u></td> </tr> <tr> <td>高山市きりう多世代交流プラザ（以下「交流プラザ」という。）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>丹生川福祉センターの表～国府福祉センターの表（略）</p>	施設名	根拠法令	高山市きりう精神障がい者グループホーム（以下「精神障がい者グループホーム」という。）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第15項</u>	高山市きりう多世代交流プラザ（以下「交流プラザ」という。）	
施設名	根拠法令												
高山市きりう精神障がい者グループホーム（以下「精神障がい者グループホーム」という。）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第16項</u>												
高山市きりう多世代交流プラザ（以下「交流プラザ」という。）													
施設名	根拠法令												
高山市きりう精神障がい者グループホーム（以下「精神障がい者グループホーム」という。）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第15項</u>												
高山市きりう多世代交流プラザ（以下「交流プラザ」という。）													

<p>(事業)</p> <p>第4条 福祉センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 精神障がい者グループホームにおける事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 精神障がい者に対する<u>食事の世話、服薬指導、金銭出納に関する助言</u>その他の日常生活に必要な援助</p> <p>(7)～(10) (略)</p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 福祉センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 精神障がい者グループホームにおける事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 精神障がい者に対する<u>相談、入浴、排せつ又は食事の介護</u>その他の日常生活に必要な援助</p> <p>(7)～(10) (略)</p>
--	---

(高山市老人デイサービスセンター管理条例の一部改正)

第10条 高山市老人デイサービスセンター管理条例（平成11年高山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(事業)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 センターは、前項に規定する事業の目的を損わない範囲内で、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第77条第3項の規定による生活支援事業を行うことができる。</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 センターは、前項に規定する事業の目的を損わない範囲内で、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第77条第3項の規定による生活支援事業を行うことができる。</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第7条、第9条及び次項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

(高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年高山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条、第6条関係）			別表（第2条、第6条関係）		
区分	報酬	費用弁償	区分	報酬	費用弁償
教育委員会委員長から農業委員会委員までに係る部分（略）		高山市職員の旅費に関する条例（昭和37年高山市条例第21号。以下「旅費条例」という。）に規定する市長等の旅費額に相当する額	教育委員会委員長から農業委員会委員までに係る部分（略）		高山市職員の旅費に関する条例（昭和37年高山市条例第21号。以下「旅費条例」という。）に規定する市長等の旅費額に相当する額
介護認定審査会会長 介護認定審査会会長の職務代理者 介護認定審査会委員（医師又は歯科医師） <u>障がい程度区分認定審査会会長</u> <u>障がい程度区分認定審査会会長の職務代理者</u> <u>障がい程度区分認定審査会委員（医師）</u>	日額 25,000円		介護認定審査会会長 介護認定審査会会長の職務代理者 介護認定審査会委員（医師又は歯科医師） <u>障がい支援区分認定審査会会長</u> <u>障がい支援区分認定審査会会長の職務代理者</u> <u>障がい支援区分認定審査会委員（医師）</u>	日額 25,000円	
介護認定審査会委員（医師又は歯科医師以外の者） <u>障がい程度区分認定審査会委員（医師以外の者）</u>	日額 20,000円		介護認定審査会委員（医師又は歯科医師以外の者） <u>障がい支援区分認定審査会委員（医師以外の者）</u>	日額 20,000円	
監査委員（識見を有する者のうちから選任された者）からスポーツ推進委員までに係る部分（略）			監査委員（識見を有する者のうちから選任された者）からスポーツ推進委員までに係る部分（略）		
投票管理者から臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者までに係る部分（略）			投票管理者から臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者までに係る部分（略）		